

## ごみ減量施策の推進に関する新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会の意見について（組合対応）

No.	ご 意 見	対 応
1	事業系ごみの処理手数料について組合で徴収し、処理手数料の価格改定について組合で適時行う。	組合でのごみ処理手数料の徴収については、処理手数料の改定と併せて、3市と組合で検討中です。
2	<p>事業系ごみの搬入物調査（搬入不適合物および組織市外からの搬入がないか）の強化をする。</p> <p>① 搬入物調査の頻度を増やす。（毎月1回程度）</p> <p>② ルール違反をした搬入事業者（収集運搬業者）への指導、搬入停止等の対応。</p> <p>③ ビデオカメラやダンピングボックスの活用による搬</p>	<p>① 搬入物調査の頻度について、現在年1回程度実施しております。事業者への分別徹底を促すため、平成30年度から年3回程度へ頻度を増やします。また、新ごみ焼却施設稼働時には、月1回程度実施できるよう、要求水準書で求めていきます。</p> <p>② 指導及び搬入停止等については、事業者へ搬入許可を出している3市と調整し、対応を検討いたします。</p> <p>③ 現在の施設で、ビデオカメラやダンピングボックスの設置や活用は難しいため、新ごみ焼却施設稼働時に対応できるよう、要求水準書で求めていきます。</p>

	<p>入物のチェック。</p>	
3	<p>組合で行う搬入ごみの組成分析に関し、資源となるものの割合の把握と、搬入団体・搬入事業者への指導をする。</p>	<p>ごみの組成分析について、市で実施している組成分析や、No.3①の結果より、資源の分別徹底について指導をしていきます。</p>
4	<p>組合がもっと強力に3市をリードする。</p>	<p>分別徹底や、3Rの啓発について、3市に求めています。</p>